

生徒指導提要

2023.8.26

第1部 生徒指導と基本的な進め方

第3章 チーム学校による生徒指導体制

夏休みもすぐに終わってしまった。
目標50%達成。

3.1 チーム学校における学校組織

3.1.1 チーム学校とは

- ①新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程の実現をするための体制整備 ⇒社会に開かれた教育課程
 - ②児童生徒の抱える複雑化・多様化した問題や課題を解決するための体制整備 ⇒地域の「思いやりのある大人」との連携と協働
 - ③子どもと向き合う時間の確保等（業務の適正化）のための体制整備
⇒地域に存在する協力者との連携・協働
- ※ 児童生徒の「全人格的」な成長・発達を目指す「日本型教育」を維持しつつ、「働き方改革」の実現

3.1 チーム学校における学校組織

3

静岡県議会だより (6月定例会号) 令和5年8月20日(日) 第122号

A 生した諸課題への対応は。

Q 条例施行に合わせて設置した「盛り土110番」に寄せられた通報のうち不適切な土については、迅速な是正指導により直ちに土砂の搬入を停止させた。市町及び警察と連携を強化し悪質な事業者に対応することで大きな抑制効果を挙げている。運用面では、土壤分析調査の簡素化や県内8土木事務所への窓口設置など、条例の目的を損なうことなく、より円滑に施していくよう運用の改善を図る。

A 状認識と用から派

Q 過後の現状

どう思いますか？

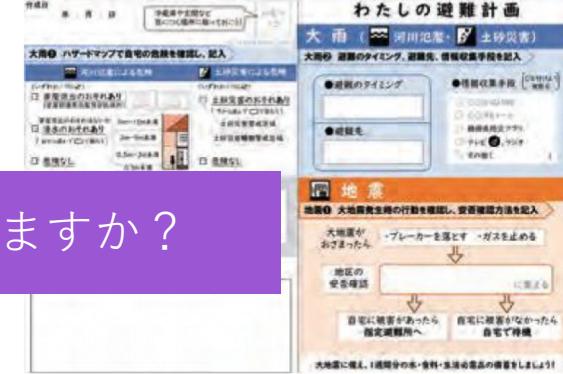
後の対応

Q 不登校の子どもたちへの支援

業務改善「夢」コーディネーター

各小中学校の業務改善を推進するコーディネーター。若手教員から選出され、持続可能な業務改善の実現を目指し、新しい視点や発想から業務改善に取り組むとともに、好事例の共有・啓発を行う。

Q 「わたしの避難計画」作成フォーム例



A 教員の長時間勤務解消に向けた業務改善方策は。

Q 令和5年度から「業務改善『夢』コーディネーター」を全校に配置し、学校間で課題や手法を共有し、効果が高い改革手法は全県で展開する。また、県等からの文書の削減、クラウドを活用した文書の共有、生成AIやデジタル採点システムの導入等、教育DXによる働き方改革を加速する。さらに、市町や地域、保護者と連携し、学校・教員が抱ってきた役割や業務の見直しを進め、県民理解を得るために発信等を行う。

A 小中学校における働き方改革

Q 教育



3.1 チーム学校における学校組織

3.1.2 チーム学校として機能する学校組織

①共通基盤は教員の教育に関する専門性 + 教員独自の得意分野 + 心理や福祉等の専門スタッフ

②校長のリーダーシップ⇒副校長の配置や教頭の複数配置、事務長の配置

③人材育成の充実や業務改善の取り組み⇒校務分掌や校内委員会の持ち方、業務の内容や進め方の見直し、教員のメンタルヘルス対策

④同僚性⇒相談できる雰囲気

有意義な話をしようとするのではなく、どうでもいい世間話が同僚性に繋がるよね。業務員さんが気さく！

※ 知識や経験、価値観や仕事の文化の違う者同士が関係性を築いていくのは簡単ではない。⇒“理解と共感” (by嫁)

具体的に：一人で抱え込まない、どんなことでも問題を全体に投げかける、管理職を中心にミドルリーダーが機能するネットワークづくり、同僚間でも継続的な振り返りを大切にする。

3.2 生徒指導体制

3.2.1 生徒指導部と生徒指導主事の役割

- ・生徒指導を組織的、体系的な取り組みとして進めるための中核的な組織
- ・生徒指導主事 + 各学年の生徒指導担当 + 教育相談コーディネーター + 養護教諭 (+ SC + SSW + 管理職) → 図
- ・一人一人の児童生徒に対して一貫性のある生徒指導を行うことのできる学校体制をつくる。

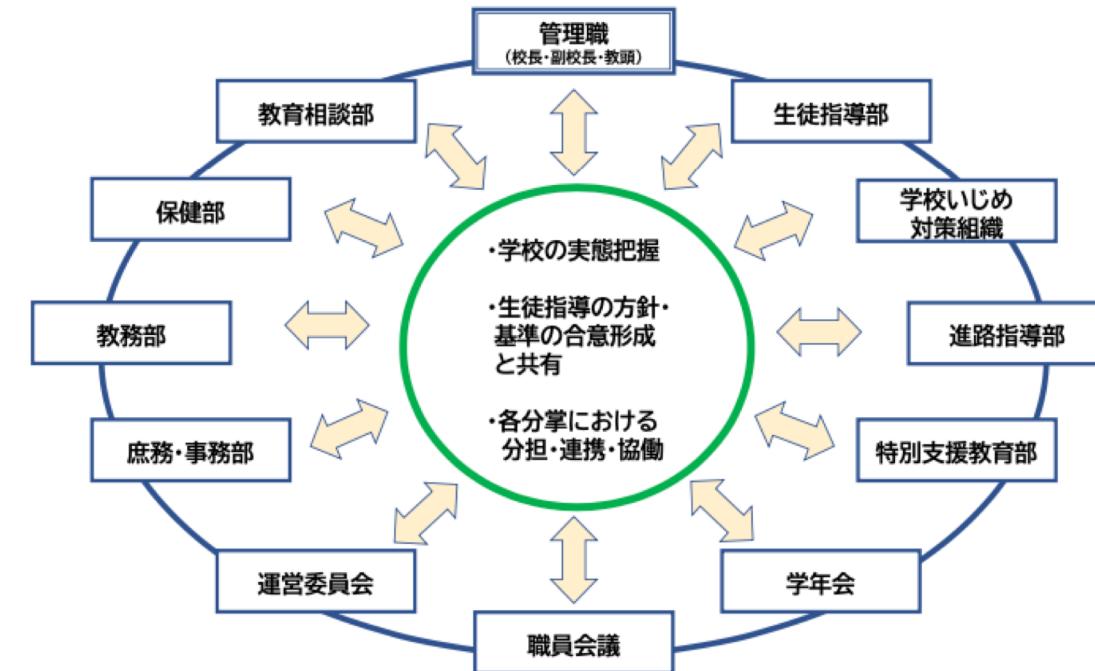


図 4 生徒指導の学校教育活動における位置付け

3.2 生徒指導体制

3.2.1 生徒指導部と**生徒指導主事の役割**

→生徒指導全般にわたる業務の企画・立案・処理

- ①学校における生徒指導を組織的・計画的に運営する責任者
- ②教職員への指導助言
- ③保護者、関係機関などへの働きかけ

求められる資質

- ・生徒指導の意義や課題の理解
- ・全教職員の意識を高める指導性
- ・創意工夫に基づく指導助言
- ・学校教育全般を見通す視野
- ・学校地域の実態把握

豊田中は、朝読書の時間は、
移動なし、静かに読書の徹底

3.2 生徒指導体制

3.2.2 学年・校務分掌を横断する生徒指導体制

(1) 生徒指導の方針・基準に一貫性を持たせ、具体化する。→生徒指導マニュアル
方針・基準だけ硬直化して運用される場合→児童生徒の成長発達にマイナス

(2) 学校教育目標の共通理解と**粘り強い組織的な指導・援助**

→教職員と児童生徒、教職員と保護者、教職員同士の信頼関係が不可欠

(3) アンケートによる不断の見直しと適切な評価・改善

児童生徒→所属意識、安全・安心感、教職員との関係性、同級生や先輩後輩との人間関係、いじめの被害や加害

保護者→学校環境や地域とのつながり

職員会議資料は前年度とほぼ変
わらないような...

3.2 生徒指導体制

3.2.3 生徒指導のための教職員の研修

(1) 校内における研修

目的：教育理念や教育方法、生徒指導の方針・基準などについての共通理解を図り、日常的な指導のための共通基盤の形成

(2) 校外における研修

初任者研修、中堅教諭資質向上研修、生徒指導主事などの研修、自主的な研修

(3) 生徒指導に関する研修の方向性

×問題の原因を児童生徒本人や家庭のみにあると決めつける

・個人の職能開発 + 学校が**継続的に**取り組みを振り返り、組織改善

=学習する組織



突然の指名は禁止！

3.2 生徒指導体制

3.2.4 生徒指導の年間計画

- ・指導援助する「時期」と「内容」を明確に記す
- ・教育課程（教育目標？）との関わりを具体的に明らかにしていく
- ・教職員研修の機会を組み込む

3.3 教育相談体制

3.3.1 教育相談の基本的な考え方と活動の体制

生徒指導：集団や社会 — 教育相談：個人 として求められる資質能力の伸長

(1) 生徒指導部会、教育相談部会、スクリーニング会議、ケース会議など

①機動的に支援を実施する ②児童生徒理解や支援方針について共通理解を図る

(2) 地域と協力して**校外のネットワーク**を活かしたチーム支援

- ・ SC、SSW、医師、警官など
- ・ 中心となる教育相談コーディネーターは自由に動ける体制を整えておく
- ・ 守秘義務を守ること

3.3 教育相談体制

3.3.2 教育相談活動の全校的展開

(1) 発達指示的教育相談

例) 個別面談、グループ面談、通常の教育活動を発達指示的教育相談の視点を意識しながら実践

(2) 課題予防的教育相談：課題未然防止教育

例) 未然防止を目的とした教育相談、問題の兆候が見られる場合の教育相談

(3) 課題予防的教育相談：課題早期発見対応

- ・早期発見の方法→丁寧な関わりと観察、面接、作品、質問紙調査
- ・成績、反抗的、遅刻・早退、友達が変わる、顔色、表情、頭痛、下痢など
- ・早期対応の方法→スクリーニング会議（リスクの高い児童生徒に必要な支援体制を整備する）、個別の支援計画、グループ面談（同じ悩みを持つ生徒）

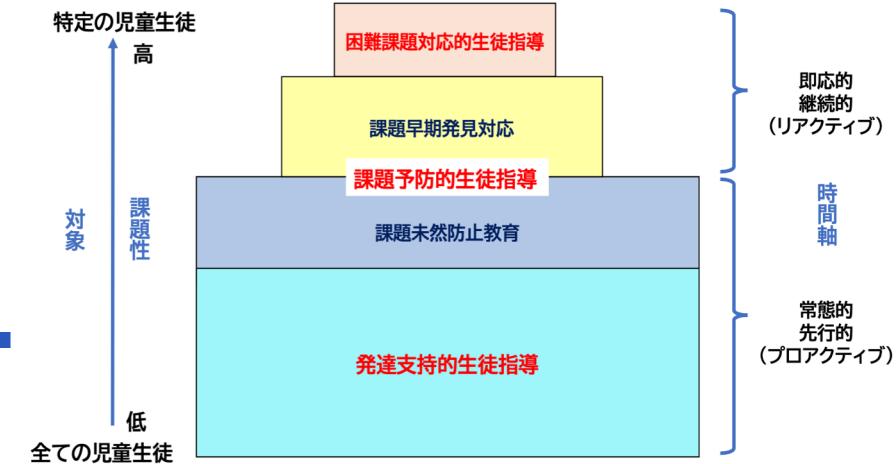


図2 生徒指導の重層的支援構造

3.3 教育相談体制

3.3.2 教育相談活動の全校的展開

(4) 困難課題対応的教育相談

→ケース会議

※ 学級担任が指導力不足であると責任を感じ追い込まれる場合も見られるので、担任への支援も必要

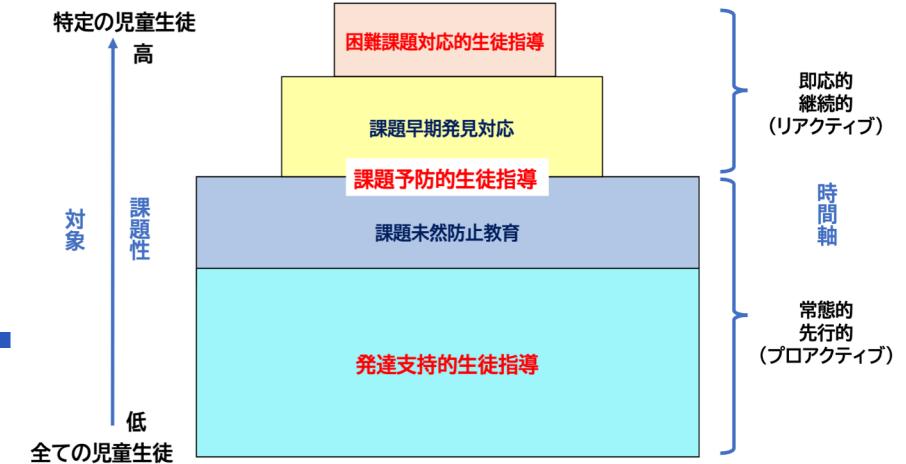


図2 生徒指導の重層的支援構造

これはある。

3.3 教育相談体制

3.3.3 教育相談のための教職員の研修

目的：教育相談体制を十分に機能させること。

内容：カウンセリング技法、発達障害・医療・福祉・発達・司法の基礎的知識、
学級経営に活かせる理論や技法など

- ・知識や技法の習得には一定時間の研修が必要
- ・演習やロールプレイを取り入れる

夏休み期間中に研修をしますね。

3.3.4 教育相談活動の年間計画

- ・発達指示的教育相談と課題未然防止教育は年間計画に位置付けよう。

主に、三者面談や二者面談のことですね。

3.4 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援

3.4.1 生徒指導と教育相談

教育相談は、話を聞くばかりで子供を甘やかしている。

生徒指導は、きまりを押し付けるばかりで、子供の心を無視している。

→悩みや問題を抱えた児童生徒を支援する働きかけ = 自己決定を支える。

- ・ すぐに暴力を振るう生徒への指導
- ×一方的な働きかけ
- どうして暴力に訴えるのかを「理解」する

3.4 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援

3.4.2 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援の実際

(1) 困難課題対応的生徒指導及び課題早期発見対応におけるチーム支援

- ① ケース会議の実施
- ② 長期目標と短期目標
- ③ 連携 →
- ④ 継続
- と情報共有
と記録保持
- ⑤ 総括的
評価

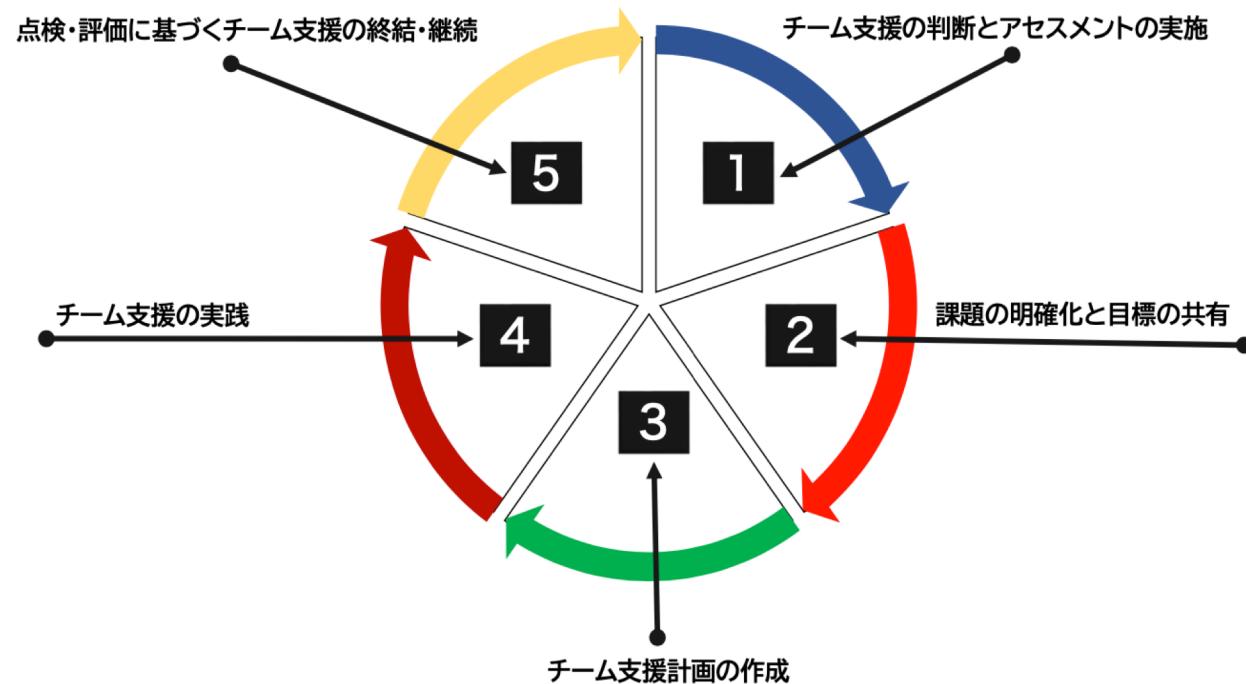
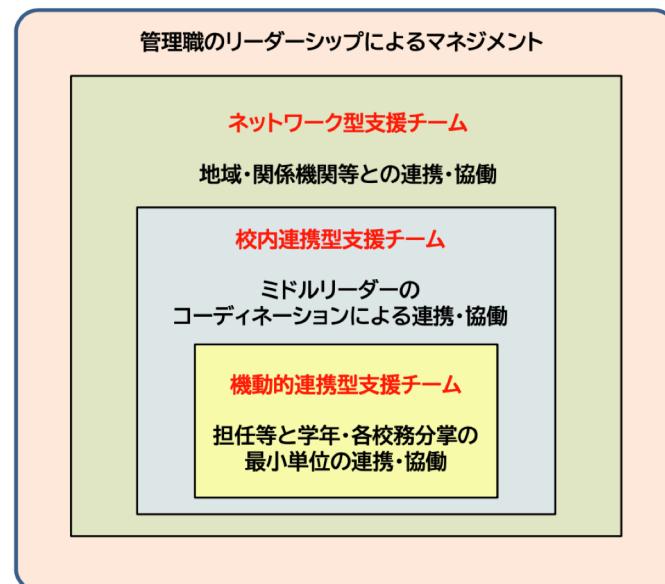


図5 チーム支援のプロセス
(困難課題対応的生徒指導及び課題早期発見対応の場合)

3.4 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援

3.4.2 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援の実際

(2) 発達指示的生徒指導及び課題未然防止教育におけるチーム支援

- ① 管理職のリーダーシップの下
全校体制で取り組む
- ② 個人でなく、組織で取り組む
- ③ 学校の強みと弱みを洗い出し
実現可能な取組の方向性を探る
- ④ 時間的な展望を持つ
- ⑤ PDCA



生徒指導でPDCAを回すイメージをいまいち持てない。特に変化が見えづらい。

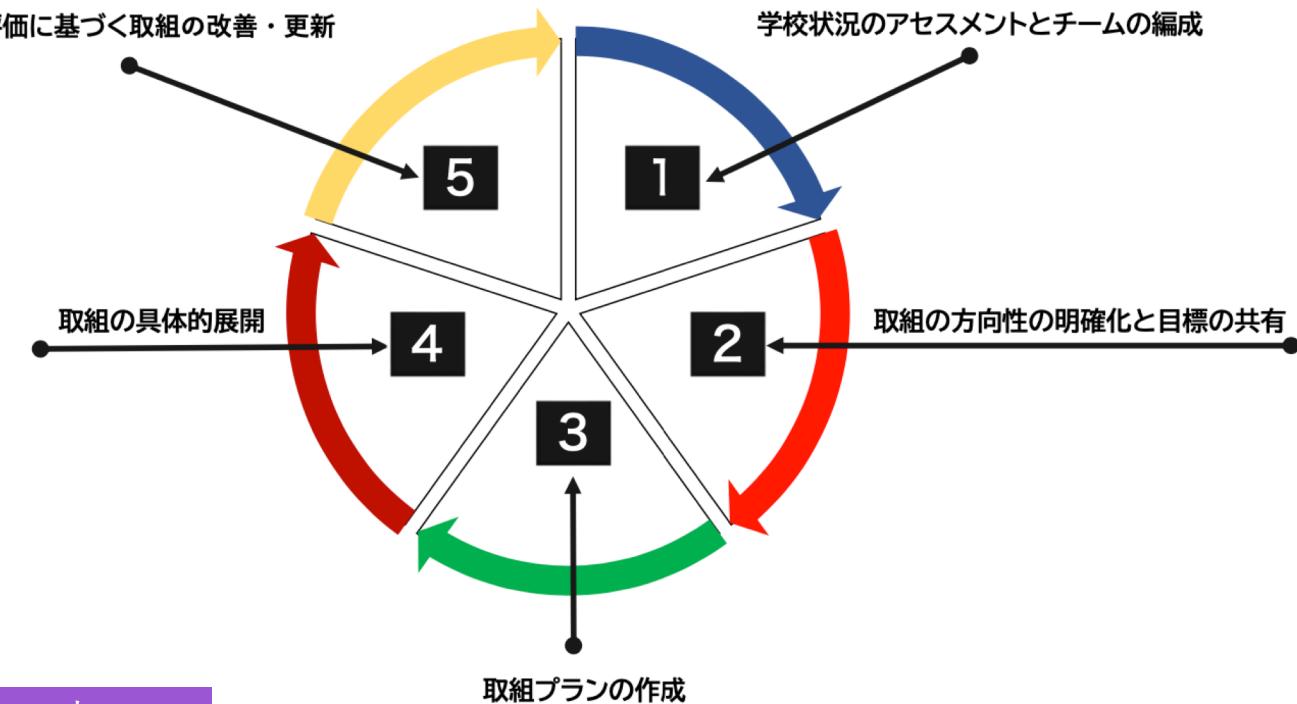


図7 チーム支援のプロセス
(発達支持的生徒指導及び課題未然防止教育の場合)

3.5 危機管理体制

3.5.1 学校危機とは

- ・事件、事故、災害などによって、通常の課題解決方法では解決困難な事態
- 学校：けんか、いじめ、窃盗、怪我、火災、食中毒
個人：虐待、家族の死亡、貧困問題 ←学校管理下ではないが、配慮が必要
地域：自然災害

3.5 危機管理体制

3.5.2 学校危機への対応

(1) リスクマネジメント

- ・事件事故の未然防止、災害の影響を回避緩和するための取り組み
- ・危機管理マニュアルの整備、危機対応の実践的研究、日常の観察や未然防止教育などの実施



マニュアルってありますか？

(2) クライスマネジメント

- ・事件、事故、災害などの影響による、学校運営と心のケアに関する迅速かつ適切な対応
- ・初期段階の対応と早期の介入、中・長期の支援（1週間～）
再発防止への取り組み

3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制

3.6.1 校則の運用・見直し

(1) 校則の意義・位置付け

- ・児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律
- ・少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすもの

(2) 校則の運用

- ・児童生徒が自分ごととしてその意味を理解して自主的に校則を守るようにしていく→校則に違反した場合は即指導×、内省を促す○

(3) 校則の見直し

- ・校則を制定してから一定の期間が経過、学校や地域の状況、社会の変化などを踏まえて、その意義を適切に説明できない校則→教育目標に照らして不適切→見直し

例) 生徒会やPTA、学校評議会で見直し、教育委員会が実態調査を実施

(4) 児童生徒の参画：自身がその根拠や影響を考え身近な課題を自ら解決する

女子もズボンOK
制服見直し

3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制

3.6.2 懲戒と体罰、不適切な指導

- ・児童生徒に教育上必要 → 叱責、処罰
 - ・児童生徒の特性や心情に寄り添う、言い分を聞く、事実関係の確認、保護者の理解と協力
 - ・懲戒 = 叱責、起立、居残り、宿題や清掃登板の割り当て訓告、退学、停学
- ※法令上の規定はない。
- ・適切に懲戒を行い、粘り強く指導！
 - ・体罰 = 身体への侵害や肉体的苦痛、ただし正当防衛は体罰ではない。
 - ・体罰を目撃した場合は、速やかに事実関係の確認、管理職や教育委員会に報告

3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制

3.6.2 懲戒と体罰、不適切な指導

〔不適切な指導と考えられ得る例〕

- ・大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・他の児童生徒に連帶責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

・いたずらに注意や過度な叱責を繰り返す。

・指導を行った後は、一人にせず、心身の状況を観察、フォローする。

不適切な指導
→不登校、自殺

3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制

3.6.3 出席停止制度の趣旨と運用

- (1) 出席停止の要件：他の児童に障害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為」「職員に障害又は心身の苦痛を与える行為」「施設又は設備を破損する行為」「授業その他の教育活動の実施を妨げる行為」
- (2) 出席停止の事前手続と適用：あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- (3) 出席停止の措置の適用：校長立会いのもと、出席停止の文書の交付
- (4) 出席停止の期間中及び事後の対応：学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずる。

事後→関係する児童生徒への心のケア、当該生徒への指導・援助

3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働

3.7.1 連携・協働の場としての学校の意義と役割

- ・学校は、さまざまな不公平や格差の是正・解消のための重要な意義と役割
→学校を、他職種・他機関との連携・協働の場とする。

3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働

3.7.2 学校と家庭・地域との連携・協働

(1) 学校と家庭

- ・父母その他の保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする（教育基本法第10条）。
- ・保護者との関係づくり：学級・学年・学校だより、保護者会、PTA、三者面談、学校行事、その他、躊躇せず電話
- ・ひとり親家庭で保護者の支援が必要→SSWとの連携

(2) 学校と地域

- ・コミュニティースクール（学校運営協議会制度）=学校を核とした地域づくり

3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働

3.7.3 学校と関係機関との連携・協働

(1) 学校と教育委員会

- ・校長は自らのリーダーシップの下で、生徒指導上の諸課題が発生した場合等に、教育委員会の生徒指導担当の指導主事と連絡を取り合い、それらの問題・諸課題の解決にあたる。
- ・教育支援センター（適応指導教室）との連携による、社会的自立に向け、学校生活への復帰も視野に入れた支援を行う。
- ・法務相談体制＝弁護士を置く

(2) 学校と警察・司法

- ・スクールサポーター（警察官OB）、学校警察連絡協議会、歩道連絡会
- ・法務少年支援センター：児童生徒の心理や性格面のアセスメント等
- ・保護司、更生保護サポートセンター、家庭裁判所、少年院、児童自立支援施設、児童養護施設

3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働

3.7.3 学校と関係機関との連携・協働

(3) 学校と福祉

- ・経済的な困窮や虐待などの福祉的な支援→児童相談所
- ・要保護児童対策地域協議会：関係機関間で子どもとその保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行う場

(4) 学校と医療・保健

- ・「発達障害ナビポータル」で発達障害を有する者とその家族を支えるため、また、関係機関同士の連携強化のための情報発信をおこなっている。
- ・保健センターより、がん教育や性に関する指導の充実

(5) 学校のNPO法人

- ・フリースクールの運営、「子ども・若者支援地域協議会」のコーディネーター